選挙運動用自動車　使用契約書

　福智町　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と、

（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第141条に

定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する。

２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

５　契約金額　　金　　　　　　　　円（消費税含む）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　　　円（税込）　×　　　　　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により福智町に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、福智町議会議員及び福智町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき福智町に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が福智町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により福智町に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　福智町　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　

受注者　住　所

名　称

代表者